

財務データ

財務諸表

» 貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2016年度末	2017年度末
現金	4,401	4,125
預け金	300,994	286,591
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2,599	1,674
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	34,709	56,170
国債	5,611	5,489
地方債	666	2,045
短期社債	—	—
社債	20,623	35,842
貸付信託	—	—
投資信託	554	628
株式	35	35
外国証券	7,217	12,129
その他の証券	—	—
貸出金	655,807	673,171
割引手形	—	—
手形貸付	5,537	1,256
証書貸付	640,246	660,390
当座貸越	10,022	11,524
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	8,771	9,511
未決済為替貸	23	5
労働金庫連合会会員資金	6,300	6,300
前払費用	282	239
未収収益	1,611	2,378
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	8	5
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	545	582
有形固定資産	7,339	6,976
建物	2,213	2,069
土地	4,655	4,553
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	470	353
無形固定資産	43	35
ソフトウェア	42	35
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	950	1,000
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	163	40
貸倒引当金	△27	△14
(うち個別貸倒引当金)	(△19)	(△11)
資産の部合計	1,015,753	1,039,284

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2016年度末	2017年度末
預金積金	943,668	961,924
当座預金	152	191
普通預金	265,156	283,979
貯蓄預金	2,122	2,036
通知預金	—	—
別段預金	141	212
納稅準備預金	—	—
定期預金	676,096	675,503
定期積金	—	—
その他の預金	—	—
譲渡性預金	17,098	21,354
借用金	28	73
借入金	28	73
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
元渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	3,377	3,262
未決済為替借	9	5
未払費用	1,377	1,260
給付補填備金	—	—
未払法人税等	684	600
前受収益	243	346
払戻未済金	77	5
払戻未済持分	1	75
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	30	28
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	137	139
その他の負債	816	800
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	287	287
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	2,567	2,776
役員退職慰労引当金	71	72
睡眠預金払戻損失引当金	108	121
債務保証損失引当金	—	—
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	535	524
債務保証	163	40
負債の部合計	967,907	990,440
出資金	3,260	3,259
普通出資金	3,260	3,259
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	43,183	44,122
利益準備金	3,334	3,334
その他利益剰余金	39,849	40,788
特別積立金	37,742	39,052
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)
(機械化積立金)	(13,570)	(13,570)
(金利変動等準備積立金)	(13,778)	(14,578)
(配当準備積立金)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(6,484)	(6,984)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(—)	(10)
当期末処分剰余金	2,107	1,736
処分未済持分(△)	—	—
自己優先出資(△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	46,444	47,381
その他有価証券評価差額金	40	115
繰延ヘッジ損益	△15	△16
土地再評価差額金	1,377	1,362
評価・換算差額等合計	1,401	1,462
純資産の部合計	47,845	48,844
負債及び純資産の部合計	1,015,753	1,039,284

注記は40ページをご覧ください。

» 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度	2017年度
経常収益	15,082	14,683
資金運用収益	14,028	13,339
貸出金利息	11,836	11,257
預け金利息	1,257	1,177
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	180	288
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	753	615
役務取引等収益	610	751
受入為替手数料	155	157
その他の役務収益	454	594
その他業務収益	374	464
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	10	26
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	363	437
その他経常収益	70	129
貸倒引当金戻入益	2	9
償却債権取立益	—	0
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	0	—
その他の経常収益	67	119
経常費用	12,981	12,792
資金調達費用	734	628
預金利息	724	619
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	4	3
借用金利息	0	0
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	5	5
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	2,271	2,335
支払為替手数料	668	703
その他の役務費用	1,602	1,631
その他業務費用	25	28
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	18	22
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	7	5
経費	9,943	9,756
人件費	5,431	5,463
物件費	4,408	4,209
税金	103	83
その他経常費用	8	43
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	1	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	—	—
退職手当金	6	20
その他の経常費用	0	22
経常利益	2,100	1,891
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	1
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	14	297
固定資産処分損	9	32
減損損失	4	264
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—

» 損益計算書(つづき)

(単位:百万円)

科 目	2016年度	2017年度
税引前当期純利益	2,086	1,596
法人税、住民税及び事業税	698	630
法人税等調整額	△95	△85
法人税等合計	603	545
当期純利益	1,483	1,051
繰越金(当期首残高)	621	667
土地再評価差額金取崩額	3	17
当期末処分剰余金	2,107	1,736

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

- 子会社との取引による収益総額 5,800千円
- 子会社との取引による費用総額 192,896千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 322円78銭
- 固定資産の重要な減損損失 当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場 所	用 途	種 類
留萌支店	営業用店舗	土地
釧路支店	営業用店舗	土地・建物・動産・その他の有形固定資産
静内支店	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産
網走支店	営業用店舗	土地・建物
北紋工リア		
北見支店	営業用店舗	土地
紋別出張所		
遠軽出張所		
南空知工リア		
岩見沢支店	営業用店舗	土地・建物・動産・その他の有形固定資産
夕張出張所		
北空知工リア		
砂川出張所	営業用店舗	土地・建物
芦別出張所		
赤平出張所		
旧札幌西支店 (倉庫)	共用資産	土地・建物・動産

資産をグループ化した方法は、管理会計の最小単位である営業店単位を基本とし、キャッシュフローが相互補完的である連合店舗は連合店舗単位、エリア営業店舗はエリア単位としています。

遊休資産については、各資産を最小単位としています。本部、事務センター等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。

営業キャッシュフローの減少および継続的な時価の下落、使用方法の変更等により投下資産の回収可能額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額264,484千円を「減損損失」として特別損失に計上しています。その内訳は、建物151,880千円、土地95,463千円、動産14,202千円、その他の有形固定資産2,939千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、路線価等市場価格を適切に反映している指標に基づいた正味売却価格により算定しています。
以上

» 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2016年度 (総代会承認日 2017年6月23日)	2017年度 (総代会承認日 2018年6月26日)
当期末処分剰余金	2,107	1,736
(うち当期純利益)	1,483	1,051
(うち前期繰越金)	621	667
(うち土地再評価差額金取崩額)	3	17
剰余金処分額	1,440	1,090
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年4%)130	(年4%)130
優先出資に対する配当金	(年-%)—	(年-%)—
特別積立金	1,310	960
(金利変動等準備積立金)	(800)	(500)
(経営基盤強化積立金)	(500)	(450)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(10)	(10)
繰越金(当期末残高)	667	645

当金庫は、労働金庫法第41条の2第1項の規定に基づく会計監査人を新日本有限責任監査法人(2018年7月1日より新名称:EY新日本有限責任監査法人)とし、各年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、同法同条の2第3項の規定による監査を受け、いずれも適正に表示されているものと認められています。

2017年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2018年6月26日
北海道労働金庫 理事長 工藤和男

財務データ

財務諸表

2017年度貸借対照表(38ページ)の注記

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法による原価法、その他有価証券の評価は原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。
3. 銀銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の銀銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. アリバティップ取引の評価基準及び評価方法
アリバティップ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年~50年
その他 4年~25年
6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
- 当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。
- | | |
|-----------------|------------|
| 期首残高 | 137,060 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - |
| 時の経過による調整額 | 2,210 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - |
| 当会計年度末残高 | 139,271 |
7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
9. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
11. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
- (1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
 - (2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
- なお、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職労金の支払に備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
14. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグレーピングのうえ特定し評価しています。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,232,484千円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 168,633千円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
19. 子会社等の株式(及び出資)総額 22,559千円
20. 子会社等に対する金銭債権総額 63,000千円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 163,712千円
22. リース取引
業務用車両等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
23. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は137,933千円、延滞債権額は3,191,422千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号の1から6までに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
24. 3ヶ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は125,001千円です。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
25. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は130,348千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者による有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しないものです。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,584,705千円です。
- なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
27. 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金36,963,000千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金343,874千円が含まれています。
28. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 981,987千円
29. 出資1口当たりの純資産額 14,986円68銭
30. 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。
31. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
- このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産

及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットボリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した借入・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び信管部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定期実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99%、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、平成30年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,917,519千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくブリベインメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達による流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性

リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

32. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません((注2)参照)。

	貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 預け金	286,591,852	288,491,680	1,899,827
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,310,921	7,410,327	99,405
その他有価証券	48,830,750	48,830,750	—
(3) 貸出金	673,171,232		
貸倒引当金(*1)	△5,630		
	673,165,602	680,562,703	7,397,101
金融資産 計	1,015,899,127	1,025,295,461	9,396,334
(1) 預金積金	961,924,928	962,412,967	488,038
(2) 譲渡性預金	21,354,692	21,355,483	790
(3) 借用金	73,900	73,899	—
金融負債 計	983,353,521	983,842,349	488,828
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(22,570)	(22,570)	—
デリバティブ取引 計	(22,570)	(22,570)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価格または取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借用金

借用金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(*1)	6,100
子会社株式(*1)	22,559
労働金庫連合会出資金(*2)	6,300,000
合 計	6,328,659

資産内容の開示

» 資産査定について

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定」に基づく、2018年3月31日現在の資産査定状況は以下のとおりです。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	2016年度末	2017年度末
金融再生法上の不良債権(A)	3,334	3,586
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	743	714
危険債権	2,442	2,617
要管理債権	149	255
保全額(B)	3,335	3,585
担保・保証等による回収見込み額	3,323	3,582
貸倒引当金	13	3
保全率(B)／(A) (%)	100.00	99.97
正常債権(C)	653,106	670,755
合計(D)=(A)+(C)	656,440	674,341
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.51	0.53

* 単位未満は四捨五入、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始・更生手続開始・再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従つた債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息、仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

» リスク管理債権の状況

2017年度末のリスク管理債権の合計は3,584百万円で、総貸出金残高673,171百万円に占める割合(リスク管理債権比率)は0.53%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が137百万円、「延滞債権」が3,191百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が125百万円、「貸出条件緩和債権」が130百万円となっています。

リスク管理債権の合計3,584百万円のうち、3,581百万円は担保や優良保証機関等の保証で債権を保全しており、さらに「貸倒引当金」を3百万円引き当てています。その結果、保全額は3,584百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

リスク管理債権(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)およびこれらに対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	2016年度末	2017年度末
リスク管理債権 合計(A)	3,330	3,584
破綻先債権	146	137
延滞債権	3,035	3,191
3ヶ月以上延滞債権	118	125
貸出条件緩和債権	30	130
保全額(B)	3,331	3,584
担保・保証等による回収見込み額	3,322	3,581
貸倒引当金(C)	8	3
保全率(B)／(A) (%)	100.00	100.00
貸出金残高(D)	655,807	673,171
リスク管理債権比率(A)／(D) (%)	0.50	0.53

* 単位未満は切捨て、償却後残高。

* 比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、当初の契約どおり返済されていない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産も)などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3ヶ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヶ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。なお表中の(C)は「リスク管理債権」の債権額について引き当てた貸倒引当金の残高で、貸借対照表上の金額とは相違しています。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

財務データ

資産内容の開示

» 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「劣金法施行規則に基づくリスク

資産査定の債務者区分		ろうきんの償却・引当基準						
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位					
対象債権	債権	対象債権	債権					
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定規程	定義 債務者区分	処理基準 分類		労働金庫の資産査定規程			
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 138	破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 1				
			III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —				
			非・II分類	 136				
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 578	実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 4				
			III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —				
			非・II分類	 573				
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 2,617	破綻懸念先	III分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。 —				
			非・II分類	 2,617				
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者 4,305	要注意先	要管理債権	非・II分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 —			
			要管理債権以外(注1)	非・II分類	 433			
			要管理先以外の要注意先	非・II分類	過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。 3,871			
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 659,969	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。 659,969				
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 6,735	その他	—	引当は行わない。 6,735				

ク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

債権の区分(金融再生法に基づく報告・公表)		リスク管理債権の区分(労金法に基づく開示)	
区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権	総与信	対象債権	貸出金
定義 債権区分	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義 債権区分	労働金庫法施行規則第114条
(注2)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	(注4) 破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 137
(注2)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	713	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権 2,617	延滞債権	(注4) 3,191
要管理債権(債権単位) 3ヶ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金 125	3ヶ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く) 125
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 130	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く) 130
正常債権(注3)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 670,754		

※表中の金額は、各種基準との関連を明らかにするため、すべて単位未満を切り捨てて表示しています。

(注1)要管理債権を有する債務者の、3ヶ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(注2)償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。

(注3)総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。

(注4)金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。

財務データ

経営指標

» 主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	15,946	15,667	15,678	15,082	14,683
経常利益	2,213	2,507	2,816	2,100	1,891
当期純利益	1,466	1,740	1,922	1,483	1,051
業務純益	2,377	2,648	2,814	2,149	1,909
純資産額	43,319	44,945	46,661	47,845	48,844
総資産額	942,412	979,838	989,621	1,015,753	1,039,284
預金積金残高	882,819	920,854	921,961	943,668	961,924
貸出金残高	657,360	662,506	670,580	655,807	673,171
有価証券残高	19,591	19,021	20,793	34,709	56,170
出資額	3,334	3,334	3,334	3,260	3,259
出資総口数(口)	3,334,320	3,334,320	3,334,320	3,260,208	3,259,168
出資に対する配当金	133	133	133	130	130
職員数(人)	734	754	774	789	762
単体自己資本比率(%)	9.18	9.17	9.41	9.48	9.20

- (注)1. 借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

» 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2016年度	2017年度
業務粗利益	11,981	11,562
業務粗利益率	1.19	1.13
資金運用収支	13,293	12,710
役務取引等収支	△1,660	△1,583
その他業務収支	348	435
資金運用勘定平均残高	999,964	1,022,653
資金運用収益(受取利息)	14,028	13,339
資金運用収益増減(△)額	△424	△688
資金運用利回り	1.40	1.30
資金調達勘定平均残高	960,997	982,543
資金調達費用(支払利息)	734	628
資金調達費用増減(△)額	△127	△106
資金調達利回り	0.07	0.06
資金調達原価率	1.09	1.04
総資金利鞘	0.31	0.26
総資産経常利益率	0.20	0.18
総資産当期純利益率	0.14	0.10
総資産業務純益率	0.21	0.18
純資産経常利益率	4.40	3.88
純資産当期純利益率	3.10	2.15
純資産業務純益率	4.50	3.91

- (注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率} \\ (\text{又は純益率})$$

$$= \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率} \\ (\text{又は純益率})$$

$$= \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出を除く)期末残高}} \times 100$$

» 純資産の内訳

(単位:百万円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
純資産	43,319	44,945	46,661	47,845	48,844
出資金	3,334	3,334	3,334	3,260	3,259
資本剰余金	—	—	—	—	—
利益剰余金	38,447	40,057	41,830	43,183	44,122
利益準備金	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
その他利益剰余金	35,113	36,722	38,496	39,849	40,788
特別積立金	33,242	34,542	36,142	37,742	39,052
(特別積立金)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
(金利変動等準備積立金)	(9,878)	(11,178)	(12,778)	(13,778)	(14,578)
(機械化積立金)	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,570)
(配当準備積立金)	(760)	(760)	(760)	(760)	(760)
(経営基盤強化積立金)	(5,884)	(5,884)	(5,884)	(6,484)	(6,984)
(為替変動準備積立金)	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
(不動産更新準備積立金)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
(社会貢献事業積立金)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
(金庫創立70周年記念事業積立金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(10)
当期末処分剰余金	1,871	2,180	2,354	2,107	1,736
その他有価証券評価差額金	177	196	146	40	115
緑延ヘッジ損益	—	△1	△29	△15	△16
土地再評価差額金	1,360	1,358	1,380	1,377	1,362

預金に関する指標

» 預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度末			2017年度末		
	個人	法人		個人	法人	
		公金預金	金融機関預金		公金預金	金融機関預金
当座預金	—	—	—	152	—	—
普通預金	242,180	1,439	7	21,529	260,153	1,478
貯蓄預金	2,122	—	—	—	2,036	—
通知預金	—	—	—	—	—	—
別段預金	—	50	9	80	1	28
納税準備預金	—	—	—	—	—	—
定期預金	645,732	2,109	448	27,805	645,095	2,076
定期積金	—	—	—	—	—	—
合 計	890,036	3,599	465	49,567	907,288	3,583
					937	50,115

» 預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末		2017年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	788,783	83.58	801,497	83.32
民間労働組合	156,690	16.60	157,443	16.36
民間以外の労働組合及び公務員団体	500,496	53.03	512,657	53.29
消費生活協同組合・同連合会	5,809	0.61	5,621	0.58
その他の団体	125,787	13.33	125,775	13.07
(うち間接構成員)	(750,542)	(79.53)	(763,346)	(79.35)
個人会員	783	0.08	747	0.07
国・地方公共団体・非営利法人	5,829	0.61	6,075	0.63
一般員外(a)	148,272	15.71	153,604	15.96
合 計	943,668	100.00	961,924	100.00

(注)当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
一般員外譲渡性預金(b)	740	1,050
一般員外預金計(c):(上表の(a)+(b))	149,012	154,654
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	960,767	983,279
一般員外預金比率(c)/(d)×100	15.50%	15.72%

» 預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度		2017年度	
	流動性預金	定期性預金	流動性預金	定期性預金
流動性預金	264,905	282,133	260,153	282,133
定期性預金	680,673	681,866	681,866	681,866
譲渡性預金	15,501	18,493	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	961,080	982,493	961,080	982,493

» 財形貯蓄残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末		2017年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	116,424	12.11	117,900	11.99
財形年金	57,459	5.98	55,971	5.69
財形住宅	9,095	0.94	8,363	0.85
合 計	182,979	19.04	182,235	18.53

» 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
固定金利定期預金	675,898	675,307
変動金利定期預金	198	196
合 計	676,096	675,503

財務データ

貸出金等に関する指標

» 貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度	2017年度
手形貸付	1,568	843
証書貸付	649,232	646,320
当座貸越	9,285	10,731
割引手形	—	—
合計	660,086	657,895

» 債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	161	39
信用	1	1
合計	163	40

» 貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
固定金利貸出金	197,021	194,501
変動金利貸出金	458,785	478,669
合計	655,807	673,171

(注)手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

» 貸出金担保種類別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
当金庫預金積金	2,512	2,348
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	267,604	234,006
その他	—	—
小計	270,117	236,355
保証	376,793	429,760
信用	8,896	7,055
合計	655,807	673,171

» 預貸率

(単位:%)

項目	2016年度	2017年度末
預貸率(期末値)	68.25	68.46
預貸率(期中平均値)	68.68	66.96

» 貸出金用途別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末		2017年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	68,649	10.46	73,565	10.92
カードローン	7,321	1.11	8,234	1.22
教育ローン	9,776	1.49	10,491	1.55
その他	51,551	7.86	54,838	8.14
福利共済資金	8,846	1.34	6,984	1.03
設備資金	179	0.02	196	0.02
生協資金	130	0.01	70	0.01
設備資金	686	0.10	495	0.07
住宅資金	577,294	88.02	591,747	87.90
一般住宅資金	20	0.00	111	0.01
住宅事業資金				
合計	655,807	100.00	673,171	100.00

» 貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末		2017年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	184,709	28.16	191,387	28.43	
民間以外の労働組合及び公務員団体	179,810	27.41	179,305	26.63	
消費生活協同組合及び同連合会	21,806	3.32	43,948	6.52	
その他の団体	249,301	38.01	240,001	35.65	
《うち間接構成員》	《634,471》	《96.74》	《653,596》	《97.09》	
上記に所属しない個人会員	5	0.00	3	0.00	
会員等計	635,632	96.92	654,646	97.24	
預金積金担保貸出	360	0.05	322	0.04	
その他	19,814	3.02	18,202	2.70	
業種別内訳	製造業	—	—	—	
	農業、林業	—	—	—	
	漁業	—	—	—	
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	
	建設業	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	
	情報通信業	—	—	—	
	運輸業、郵便業	—	—	—	
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	
	金融業、保険業	—	—	—	
	不動産業、物品貯蔵業	—	—	—	
	医療、福祉	38	(0.00)	67	(0.00)
	サービス業	9	(0.00)	10	(0.00)
	国・地方公共団体	8,660	(1.32)	6,734	(1.00)
	個人	11,105	(1.69)	11,389	(1.69)
	その他	—	—	—	
会員外計	20,174	3.07	18,524	2.75	
合計	655,807	100.00	673,171	100.00	

財務データ

その他業務

» 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

	2016年度末		2017年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています(「金融商品会計に関する実務指針」第64項)。

2. 「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

» 金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

» デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

●「デリバティブ取引」とは

「デリバティブ」(金融派生商品)取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

●デリバティブ取引の目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

●デリバティブ取引の取組みの情報

当金庫では、固定金利型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

●デリバティブ取引のリスク管理体制

当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●デリバティブ取引の時価等

デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

(単位:百万円)

項目	2016年度末	2017年度末
金利関連取引	該当ありません。	該当ありません。

(注)日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取扱いはありません。

[スワップ]

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合(金利スワップ)と異なる通貨の場合(通貨スワップ)があります。当金庫では、固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

[オプション]

あらかじめ定めた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価(プレミアム)を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

[クレジット・デリバティブ]

対象となる債券取引等の相手方の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

» 公共債窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2016年度	2017年度
国債	957,120	2,863,150

» 内国為替取扱実績

(単位:件)

項目	区分	2016年度	2017年度
送金・振込	各地へ向けた分	863,348	795,033
	各地より受けた分	2,378,525	2,241,468
代金・取立	各地へ向けた分	38	36
	各地より受けた分	39	44
合 計	各地へ向けた分	863,386	795,069
	各地より受けた分	2,378,564	2,241,512

» 投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項目	2016年度	2017年度
投資信託	337,307	1,323,882

出資金・常勤役職員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

» 大口出資会員

順位	会員名	出資金額	(単位:千円、%)
			出資金額に対する割合
1	(一社) 北海道労働者福祉基金協会	189,915	5.82
2	生活協同組合コープさっぽろ	158,354	4.85
3	(公財) コープさっぽろ社会福祉基金	120,000	3.68
4	函館市役所職員労働組合	66,630	2.04
5	新日鐵住金室蘭労働組合	57,006	1.74
6	全開発労働組合	50,496	1.54
7	北海道中央バス労働組合	49,534	1.51
8	自治労稚内市労働組合連合会	45,261	1.38
9	私鉄総連十勝バス支部	44,480	1.36
10	札幌市教職員組合	44,434	1.36

(2017年度末実績)

» 会員数内訳

項目	2016年度末			2017年度末			(単位:会員、千円、%)
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合	
団体会員	2,763	3,095,121	94.93	2,739	3,102,400	95.19	
民間労働組合	1,592	1,410,762	43.27	1,572	1,412,806	43.34	
民間以外の労働組合及び公務員団体	791	1,019,671	31.27	789	1,020,058	31.29	
消費生活協同組合・同連合会	29	221,949	6.80	29	221,949	6.81	
その他の団体	351	442,739	13.58	349	447,587	13.73	
個人会員	7,598	165,087	5.06	7,225	156,768	4.81	
その他	—	—	—	—	—	—	
合計	10,361	3,260,208	100.00	9,964	3,259,168	100.00	

» 出資配当等

項目	2016年度 (承認日2017年6月23日)	2017年度 (承認日2018年6月26日)	(単位:千円、%)
	出資配当 (配当率)	出資配当 (年4%の割合)	
出資配当	130,260	130,170	
利用配当	—	—	
配当負担率	6.18	7.49	

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剩余额}} \times 100$

» 常勤役職員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

項目	2016年度	2017年度
常勤役職員数(人)	821	815
一人当たり預金額(百万円)	1,170	1,205
一人当たり貸出金額(百万円)	804	807
営業店舗数(店)	37	37
一店舗当たり預金額(百万円)	25,975	26,553
一店舗当たり貸出金額(百万円)	17,840	17,780

(注) 1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。

2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

財務データ

連結情報

» 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成(2018年3月末現在)



北海道労金ビジネスサービス(株)

当金庫で使用する各種帳表等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2017年度の年間売上高は、192百万円となりました。

» 金庫の子会社等に関する事項

名 称	北海道労金ビジネスサービス(株)
主たる営業所又は事務所の所在地	札幌市中央区北4条東2丁目7番6号
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	現金配送・不動産担保評価業務 他
設立年月日	1983年9月28日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫のーの子会社等以外の子会社等が保有する当該ーの子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	- %

» 金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と北海道労金ビジネスサービス(株)を連結した結果、利益剰余金は44,663百万円となりました。また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、3,259百万円となりました。その結果、純資産は49,384百万円となりました。

預金

2017年度は、上記連結子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は9,831億円となりました。

貸出金

2017年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は6,731億円となりました。

損益

2017年度の経常収益は14,677百万円、経常費用は12,761百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,067百万円となりました。

» 金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	15,939	15,660	15,671	15,075	14,677
経常利益	2,227	2,523	2,840	2,124	1,916
親会社株主に帰属する当期純利益	1,475	1,751	1,936	1,498	1,067
純資産額	43,803	45,439	47,170	48,370	49,384
総資産額	942,806	980,233	990,014	1,016,143	1,039,668
連結自己資本比率	9.28	9.27	9.51	9.58	9.30

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。

46ページの「主要な事業の状況を示す指標」の(注)2をご参照ください。

» 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2016年度末	2017年度末	科目	2016年度末	2017年度末
(資産の部)					
現金及び預け金	305,396	290,717	(負債の部)		
コールローン及び買入手形	—	—	預金積金	943,528	961,762
買現先勘定	—	—	譲渡性預金	17,098	21,354
債券貸借取引支払保証金	—	—	借用金	28	73
買入金銭債権	2,599	1,674	コールマネー及び売渡手形	—	—
金銭の信託	—	—	売現先勘定	—	—
商品有価証券	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
有価証券	34,687	56,147	コマーシャル・ペーパー	—	—
貸出金	655,807	673,171	外国為替	—	—
外国為替	—	—	その他負債	3,383	3,269
その他資産	8,709	9,449	代理業務勘定	—	—
有形固定資産	7,814	7,446	賞与引当金	287	287
建物	2,377	2,228	役員賞与引当金	—	—
土地	4,967	4,865	退職給付に係る負債	2,567	2,776
リース資産	—	—	役員退職慰労引当金	71	72
建設勘定	—	—	睡眠預金戻戻	108	121
その他の有形固定資産	468	352	損失引当金	—	—
無形固定資産	43	35	債務保証損失引当金	—	—
ソフトウェア	43	35	特別法上の引当金	—	—
のれん	—	—	繰延税金負債	—	—
リース資産	—	—	再評価に係る	535	524
その他の無形固定資産	0	0	繰延税金負債	—	—
退職給付に係る資産	—	—	債務保証	163	40
緑延税金資産	949	1,000	負債の部合計	967,772	990,284
再評価に係る緑延税金資産	—	—	(純資産の部)		
債務保証見返	163	40	出資金	3,260	3,259
貸倒引当金	△27	△14	優先出資申込証拠金	—	—
			資本剩余金	—	—
			利益剰余金	43,708	44,663
			会員勘定合計	46,968	47,922
			その他有価証券評価差額金	40	115
			緑延ヘッジ損益	△15	△16
			土地再評価差額金	1,377	1,362
			為替換算調整勘定	—	—
			評価・換算差額等合計	1,401	1,462
			新株予約権	—	—
			非支配株主持分	—	—
			純資産の部合計	48,370	49,384
資産の部合計	1,016,143	1,039,668	負債及び純資産の部合計	1,016,143	1,039,668

注記は54ページをご覧ください。

» 連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	2016年度	2017年度
経常収益	15,075	14,677
資金運用収益	14,027	13,338
貸出金利息	11,836	11,257
預け金利息	1,257	1,177
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	179	288
その他の受入利息	753	614
役務取引等収益	604	745
その他業務収益	374	464
その他経常収益	70	129
経常費用	12,950	12,761
資金調達費用	734	628
預金利息	724	619
給付補填備金線入額	—	—
譲渡性預金利息	4	3
借用金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	5	5
役務取引等費用	2,271	2,335
その他業務費用	26	29
経費	9,910	9,724
その他経常費用	8	43
貸倒引当金線入額	—	—
その他の経常費用	8	43
経常利益	2,124	1,916
特別利益	0	1
固定資産処分益	0	1
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	14	297
固定資産処分損	9	32
減損損失	4	264
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	2,110	1,620
法人税、住民税及び事業税	706	639
法人税等調整額	△95	△85
法人税等合計	611	553
当期純利益	1,498	1,067
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,498	1,067

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 460円28銭
以上

» 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	2016年度	2017年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	42,339	43,708
利益剰余金増加高	1,502	1,084
親会社株主に帰属する当期純利益	1,498	1,067
土地再評価差額金取崩額	3	17
利益剰余金減少高	133	130
配当金	133	130
利益剰余金期末残高	43,708	44,663

財務データ

連結情報

2017年度連結貸借対照表(53ページ)の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
なお、売買目的の有価証券は保有していません。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。
 建物 8年～50年
 その他の 4年～25年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。
6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に関する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
- 資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
- なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外とされています。
- 当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 期首残高 | 137,060千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | — |
| 時の経過による調整額 | 2,210 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | — |
| 当会計年度末残高 | 139,271 |
7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。
9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会会員等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
- なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。
10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の通りです。
- (1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
 - (2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

- なお、当金庫では、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。
14. ヘッジ会計の方法
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取り扱い」(日本公認会計士協会会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 6,447,406千円
17. リース取引
業務用車両等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。
18. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は137,933千円、延滞債権額は3,191,422千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
19. 3ヶ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は125,001千円です。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
20. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は130,348千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,584,705千円です。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
22. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。
なお、当座借越の担保及び内国為替清算保証金の担保として、定期預け金36,963,000千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金343,874千円が含まれています。
23. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しています。
- 再評価を行った年月 日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 981,987千円
24. 出資1口当たりの純資産額 15,152円51銭
25. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 168,633千円
26. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 -千円
27. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式(又は出資金)を除く) -千円
28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。

このように、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当金庫において資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環としてデリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、当金庫が事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、当金庫がヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理制度」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定期的実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理制度」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99%、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、平成30年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失率の推計値)は全体で5,917,519千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。住宅ローン

のVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません((注2) 参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金	290,717,776	292,617,603	1,899,827
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,310,921	7,410,327	99,405
その他有価証券	48,830,750	48,830,750	－
(3) 貸出金	673,171,232		
貸倒り引当金(*1)	△5,630		
	673,165,602	680,562,703	7,397,101
金融資産 計	1,020,025,050	1,029,421,384	9,396,334
(1) 預金積金	961,762,464	962,250,503	488,038
(2) 譲渡性預金	21,354,692	21,355,483	790
(3) 借用金	73,900	73,899	0
金融負債 計	983,191,057	983,679,886	488,828
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(22,570)	(22,570)	－
デリバティブ取引 計	(22,570)	(22,570)	－

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒り引当金及び個別貸倒り引当金を控除しています。

(*2) その他資産、その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価額又は取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒り引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒り引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3) 借用金

借用金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)(以下、自己資本比率告示といいます。)第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(連結グループ)に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は1社であり、連結子会社の名称及び主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	主要な業務の内容
北海道労金ビジネスサービス(株)	当金庫本支店間における現金配送業務 当金庫の債権担保の目的となる不動産評価業務　他

- (注)1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
 2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
 3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2017年度末の自己資本は出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要是次のとおりです。

普通出資	①発行主体:北海道労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:3,259百万円
普通株式	①発行主体:北海道労金ビジネスサービス(株)
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:一千万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るために、自己資本比率の目標設定と管理、および当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準および年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減および「信用リスク」「市場リスク」「オペレーション・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起こった場合の影響額を試算するストレス・テスト等も実施しています。

連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることで行っています。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下にあり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定するとともに、階層別の業務研修や営業店巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に發揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件の審査を行つ体制としています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査および管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施することとしています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会および理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会および理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理態勢としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

・ 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を引当てています。

・ 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。

・ 破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスボージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
- ・ S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・ フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、当金庫のクレジット・ポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断および手続を行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国および地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価および管理を行っています。なお、与信取引先に期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行なう場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることからも、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが派生商品取引を利用しています。

・ 金利スワップ取引: 固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては、「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスボージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供が必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスボージャーに関する事項

(1) 証券化エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化エクスボージャーを取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化エクスボージャーを取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告することとしています。

(2) 証券化エクスボージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式的名称

当金庫は、標準的手法により信用リスク・アセットの額を算出しています。

財務データ

自己資本の充実の状況

(3) 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切な会計処理を行うこととしています。

(4) 証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとあります。なお、エクスボージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- ・フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

8. 出資等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等エクスボージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金が該当し、当金庫グループでは当金庫本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式のエクスボージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理細則」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により資産・負債の経済価値が変動することで、将来の期間損益に影響を与えるリスクであり、当金庫では、リスク管理部署が運用と調達における期間ミスマッチにより生じるギャップを分析し、自己資本の配賦により決定するリスク限度額に対する金利リスク量をモニタリングすることで管理を行っています。

金利リスク量のモニタリング結果については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しています。

(2) 金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当金庫は、GPS(グリッド・ポイント・センシティビティ)方式により、保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、観測期間:5年間で計測される信頼区間99%のVaRにより金利リスク量を算定しています。

なお、金利リスク量の算定にあたり、流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデル、住宅ローンについては、過去の実績に基づくブリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算定しています。

また、連結グループの金利リスク管理については、連結子会社の金利リスクが限定的であることから連結での金利リスク量の算出は行っておらず、当金庫の金利リスク量を適切にコントロールすることにより、連結グループの金利リスクを管理する体制としています。

10. オペレーションナル・リスクに関する事項

(1) オペレーションナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーションナル・リスクの管理対象としています。

オペレーションナル・リスクの管理状況および今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーションナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会で報告および協議し、常務会および理事会に報告しています。

(事務リスク)

事務手続規程およびマニュアル等を整備し、手続を遵守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、自店検査および営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各部店からの報告体制を整え、オペレーションナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事會に対する報告事項を定めたうえで、定期的または随時報告を行っています。

(システムリスク)

災害およびシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンテインジエンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これを遵守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシーおよび関連規程を整備しこれを遵守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーションナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引および業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

(法務リスク)

法務リスクに係わる規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による役職員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係わる事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行つたうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をするとともに、理事会において審議を行っています。

(風評リスク)

当金庫では、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて役職員が適切な対応を取れるよう、風評リスク対応マニュアルを定めています。

(2) オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫単体および連結グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算出しています。

《定量的な開示事項》

I. 単体情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末	経過措置による不算入額	2017年度末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,313		47,251	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,260		3,259	
うち、利益剰余金の額	43,183		44,122	
うち、外部流出予定額(△)	△130		△130	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8		2	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8		2	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目に含まれる額	602		509	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	46,924		47,763	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	12	20	5
うち、のれんに係りものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	12	20	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	18		20	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(口))	(ハ)	46,905		47,743
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	470,191		494,608	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	737		1,003	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外)	12		5	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャヤー	△1,187		△889	
うち、上記以外に該当するものの額	1,912		1,887	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,391		23,862	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	494,583		518,470	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(二))		9.48		9.20

(注) 1. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。

また、当金庫は国内基準を採用しています。

財務データ

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2016年度末		2017年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	470,191	18,807	494,608	19,784
ソブリン向け	467,605	18,704	491,975	19,679
金融機関向け	634	25	1,128	45
事業法人等向け	60,776	2,431	57,762	2,310
中小企業等・個人向け	7,327	293	14,943	597
抵当権付住宅ローン	283,303	11,332	302,787	12,111
不動産取得等事業向け	93,082	3,723	91,029	3,641
延滞債権	300	12	300	12
その他	999	39	1,126	45
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	21,179	847	22,896	915
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握 が困難な資産	1,812	72	1,592	63
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	(-)	(-)	(-)	(-)
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットに算入されなかつたものの額	1,924	76	1,892	75
CVAリスク相当額を(8%)で除して得た額	△1,187	△47	△889	△35
中央清算機関連エクスポージャー	35	1	35	1
オペレーションル・リスク (B)	0	0	0	0
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	494,583	19,783	518,470	20,738

(注)1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るもので

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。
7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。
8. 「中央清算機関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
9. オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生するリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。

(基礎的手法算定方法)

$$\text{オペレーションル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

《定量的な開示事項》

I. 連結情報

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2016年度末	経過措置による不算入額	2017年度末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,838		47,792	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,260		3,259	
うち、利益剰余金の額	43,708		44,663	
うち、外部流出予定額(△)	△130		△130	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るもの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	8		2	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	8		2	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	602		509	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15		13	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	47,465	48,317	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	12	20	5
うち、のれんに係りものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	12	20	5
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	18	20	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(口))	(ハ)	47,446	48,297	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	470,528		494,991	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	763		1,003	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額	12		5	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,161		△889	
うち、上記以外に該当するものの額	1,912		1,887	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,372		23,845	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	494,901	518,837	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ)/(二))		9.58	9.30	

- (注)1. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、連結自己資本比率を算定しています。
- この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されています。
- また、当金庫連結グループは国内基準を採用しています。
2. 連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

財務データ

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	2016年度末		2017年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	470,528	18,821	494,991	19,799
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	467,916	18,716	492,358	19,694
ソブリン向け	634	25	1,128	45
金融機関向け	60,776	2,431	57,762	2,310
事業法人等向け	7,327	293	14,944	597
中小企業等・個人向け	283,303	11,332	302,787	12,111
抵当権付住宅ローン	93,082	3,723	91,029	3,641
不動産取得等事業向け	300	12	300	12
延滞債権	999	39	1,126	45
その他	21,489	859	23,279	931
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	1,812 (-)	72 (-)	1,592 (-)	63 (-)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握 が困難な資産	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,924	76	1,892	75
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経 過措置によりリスク・アセットに算入されなかつたものの額	△1,161	△46	△889	△35
CVAリスク相当額を(8%)で除して得た額	35	1	35	1
中央清算機関連エクスポージャー	0	0	0	0
オペレーション・リスク (B)	24,372	974	23,845	953
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	494,901	19,796	518,837	20,753

(注)1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

連結貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、連結貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。

7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことです。

8. 「中央清算機関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関連(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

9. オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーション・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

